

# 二千六年の海上の労働に関する条約

## 1. 背景

2006年2月、第94回ILO総会において本条約を採択

- 船員に関する既存の国際労働基準の大部分を整理・統合
- 実効性を確保するための旗国及び寄港国による検査制度を導入

(参考) ILO (国際労働機関) とは

設立経緯: 1919年発足、1946年に国連の専門機関となる。

目的: 労働条件の改善、生活水準の向上、完全雇用、労使協調、社会保障等の促進を図ることにより、社会正義を実現し、ひいては世界の恒久平和の確立に寄与すること

構成国: 183か国

## 2. 本条約の概要

船員に関する国際労働基準を設定し、その遵守及び執行の手続を規定

- 船員の最低限の条件、雇用条件、居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供、健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護に関し規定。
- 商業活動に従事する全ての船舶(漁船、伝統的構造の船舶等を除く)に適用。
- 条約の実効性を確保するため、締約国は自国の船舶に対し検査を行い証書を発給するとともに、自国に寄港する他国の船舶について寄港国検査を行う。



## 3. 締結の意義

- 船員の労働環境の改善
- 国際海運分野における平等な競争条件の確保  
⇒ 非締約国の船舶も対象となる寄港国検査を実施することを通じて広く平等な競争条件を確保
- 我が国の船舶の競争力強化  
⇒ 我が国の船舶は、既に一定の労働環境を保障しており、条約に適合するために要するコストが低い。

## 4. 早期締結の必要性

- この条約は、30以上の加盟国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の33パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。
- 早ければ2013年の早い段階で発効する可能性があるところ、旗国及び寄港国検査の準備には一定の期間を要するため、早期の締結が望ましい。
- 非締約国の船舶が締約国の港において検査を受けた場合、詳細な検査に服することとなり、大きな負担を余儀なくされるため、発効前に締結することが重要。